

# 当別町都市計画マスタープラン（改訂版）策定方針について

## 1 当別町都市計画マスタープランについて

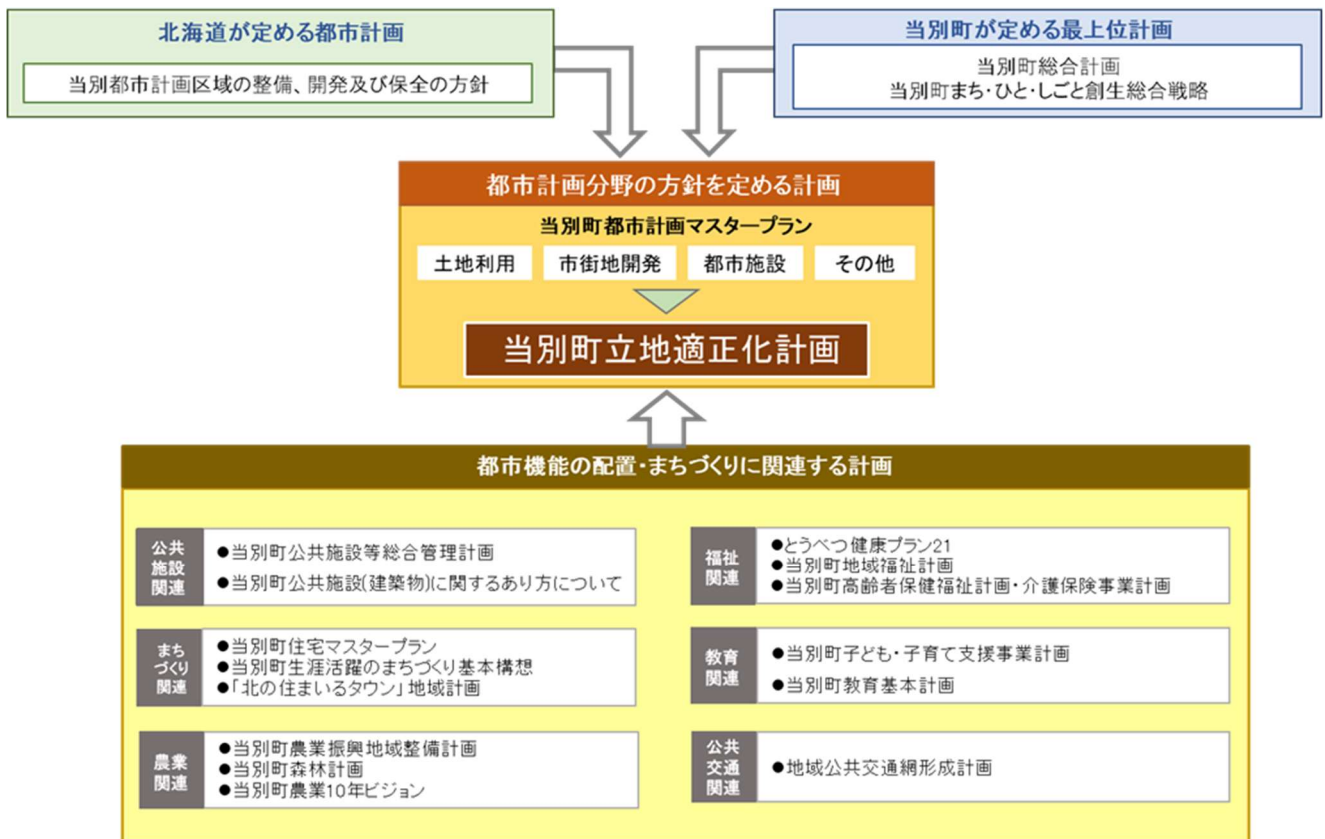
都市計画マスタープランとは、「市町村が、その創意工夫のもとに、住民の意見を反映させて、将来都市像や地域別の都市計画の方針をきめ細かく総合的に定める」ものであり、都市計画区域を有する市町村では策定が責務となっています。

当別町の都市計画マスタープランは、産業・社会構造の急速な変化や住民の価値観の多様化等に適切に対応しつつ、個性的で快適な都市づくりを進めるため、2002年9月に策定されました。

その後、策定から10年経過した2012年3月には、人口減少や少子高齢化、関係法令、上位計画の変遷といった社会的な状況の変化を踏まえた都市計画マスタープランの見直しを行いました。

計画の見直しに当たっては、町民の意見を十分に反映するため、町民と行政が意見交換をしながら見直しが行われました。

『当別町都市計画マスタープラン』は、上位計画である『当別町第6次総合計画』に即して見直しを行いました。また今後は、『当別町都市計画マスタープラン』に即して分野別の都市計画や個別の都市計画を推進します。



※当初の都市計画マスタープラン（2002年）が策定された以後、都市計画法の改正等により新たに策定された北海道の計画。

- ・コンパクトなまちづくりに向けた基本方針（2006年）
- ・当別町都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（2003年、2010年変更）

## 2 都市計画マスタープラン見直しの必要性

2012 年の見直し以降、2014 年にコンパクトシティ形成に向けた取組の推進に向けた「立地適正化計画」が制度化され、2015 年には「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」により、人口減少克服・地方創生を実現させるために必要な施策とその方向性を整理しました。

2020 年には上位計画である「当別町第 6 次総合計画」の策定がされ、また、コンパクトシティの具体的な施策の実現のため「当別町立地適正化計画」により、都市機能の集積を図り、公共交通ネットワークとコンパクトなまちづくりを進める計画の策定がされました。

これまでの都市計画マスタープランのまちづくりで目標としていた、コンパクトで持続可能なまちづくりを継続して推進すると共に、上位計画、関連計画や社会情勢の変化に伴う都市計画マスタープランの部分的な見直しを行います。

### ○見直しの目的

#### (1) 人口の減少などの社会経済状況の変化

これまでに「当別町第 5 次総合計画」や「当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、社会情勢に即したまちづくりと地方創生を進めてきたところですが、社会保障費が増大し、地球温暖化が進み、自然災害をはじめ社会生活全般に対して安全・安心の確保対策など、更なる対応が求められています。また、全国的にも人口減少と少子高齢化が急速に進み、当別町においても、1999 年の 20,875 人をピークに人口減少が続いている状況です。

こうした状況において「当別町第 6 次総合計画」では、時代の潮流をとらえながら、長期的展望に立ち、総合的かつ計画的なまちづくりを進めるために、まちの将来像やまちづくりの方向性を定めた計画として、目標人口を「2030 年までに 16,000 人」の達成を目標とし、「2040 年までに 18,000 人、2060 年までに 20,000 人」を目指しています。

#### (2) 関係法令・上位計画などの遍歴

我が国においては、人口の減少や少子高齢化時代に対応し、無秩序な市街地拡大を抑止する「コンパクトなまちづくり」を実現するため、2006 年に都市計画法が改正されました。

加えて、2010 年には地球温暖化や二酸化炭素排出抑制を目標とした、『低炭素都市づくりガイドライン』が策定され、これまでの拡散型都市構造から集約型都市構造への転換やエネルギー多消費型都市活動の改善、自然との共生など、低炭素都市づくりの考え方と方針が示されています。

当別町のまちづくり全体に関する計画として、『当別町第 6 次総合計画（基本構想編）』では、まちづくりの基本施策として、「住みよいまちづくり」「豊かな人づくり」「元気なまちづくり」「活力あるまちづくり」が掲げられています。

また、『当別町まち・ひと・しごと創生総合戦略（第 2 期）』では、戦略プランとして「産業力の強化」、「人を呼びこむまちの再生」、「未来を担う子どもの育成」、「住み続けたいまちの形成」を基本とし、人口減少克服・地方創生を実現させるために必要な施策とその方向性を整理し、目指すべき目標が示されています。

さらには、2014 年 8 月に施行された改正都市再生特別措置法に基づき、コンパクトシティ・プラス・ネットワークの考え方をもとにした、包括的なマスタープランである『当別町立地適正化計画』を 2020 年に策定し、持続可能で利便性の高い集約型都市構造の実現に向けた居住と都市機能の誘導施策が示されています。

### (3) 見直しの目的

都市計画マスタープランは、町民、事業者、行政の共通理解のもと、一定の成果を挙げてきましたが、目標としていた 2011 年を間近に迎え、関連した法改正や当別町第 6 次総合計画及び当別町立地適正化計画の策定による新たな取組みや、具体的な取組みといったまちづくりの方向性が定められています。

都市計画マスタープランは、総合計画において都市計画に関わる根幹的な計画としての位置付けを有しているばかりでなく、各分野における個別計画や地域レベルでのきめ細やかなまちづくりの指針にもなっています。

また、当別町立地適正化計画によりコンパクトで利便性と持続性の高いまちづくりを示しております。

都市計画マスタープランによるコンパクトで持続可能なまちづくりを継続して推進すると共に、人口の減少や少子・高齢化、関係法令・上位計画の変遷といった社会的な状況の変化を踏まえ、当別町の今後のまちづくりを適正かつ着実に実行するため、都市計画マスタープランについて今回、見直しを行います。

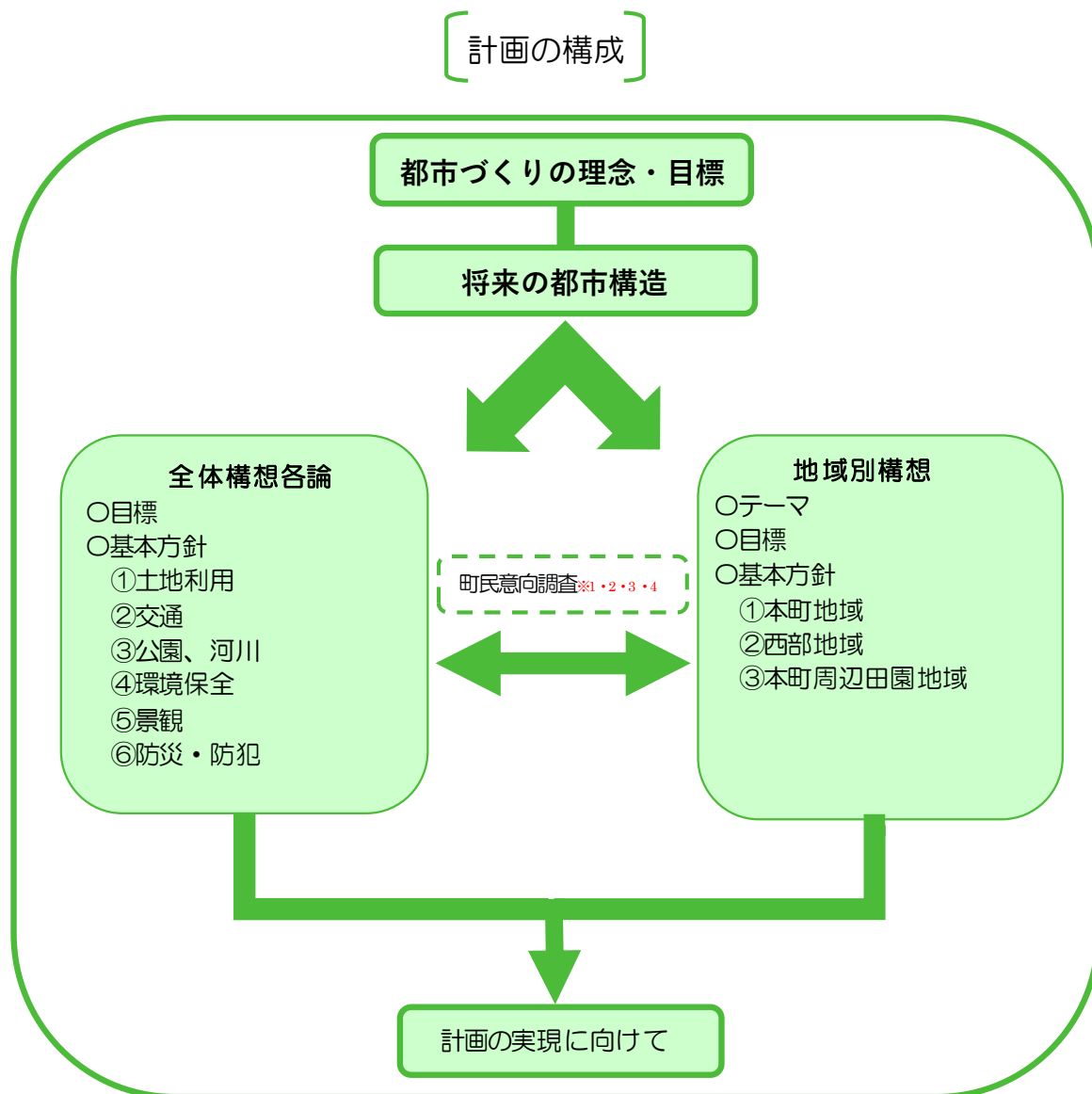
## 3 計画期間

都市計画マスタープランは都市計画だけではなく、都市計画の前提となる都市構造、土地利用、都市環境の将来像の指針となる役割もあり、長期的な視点から都市計画の基本的な方針を定める計画であることから、『当別町都市計画マスタープラン』は 2040 年を目標とします。

ただし、『当別町第 6 次総合計画』、『北海道都市計画区域の整備、開発及び保全の方針』の目標年次が 2030 年であることから、各種計画の反映を行うため、中間年度で必要に応じて見直しを行います。

## 4 都市計画マスタープランの構成

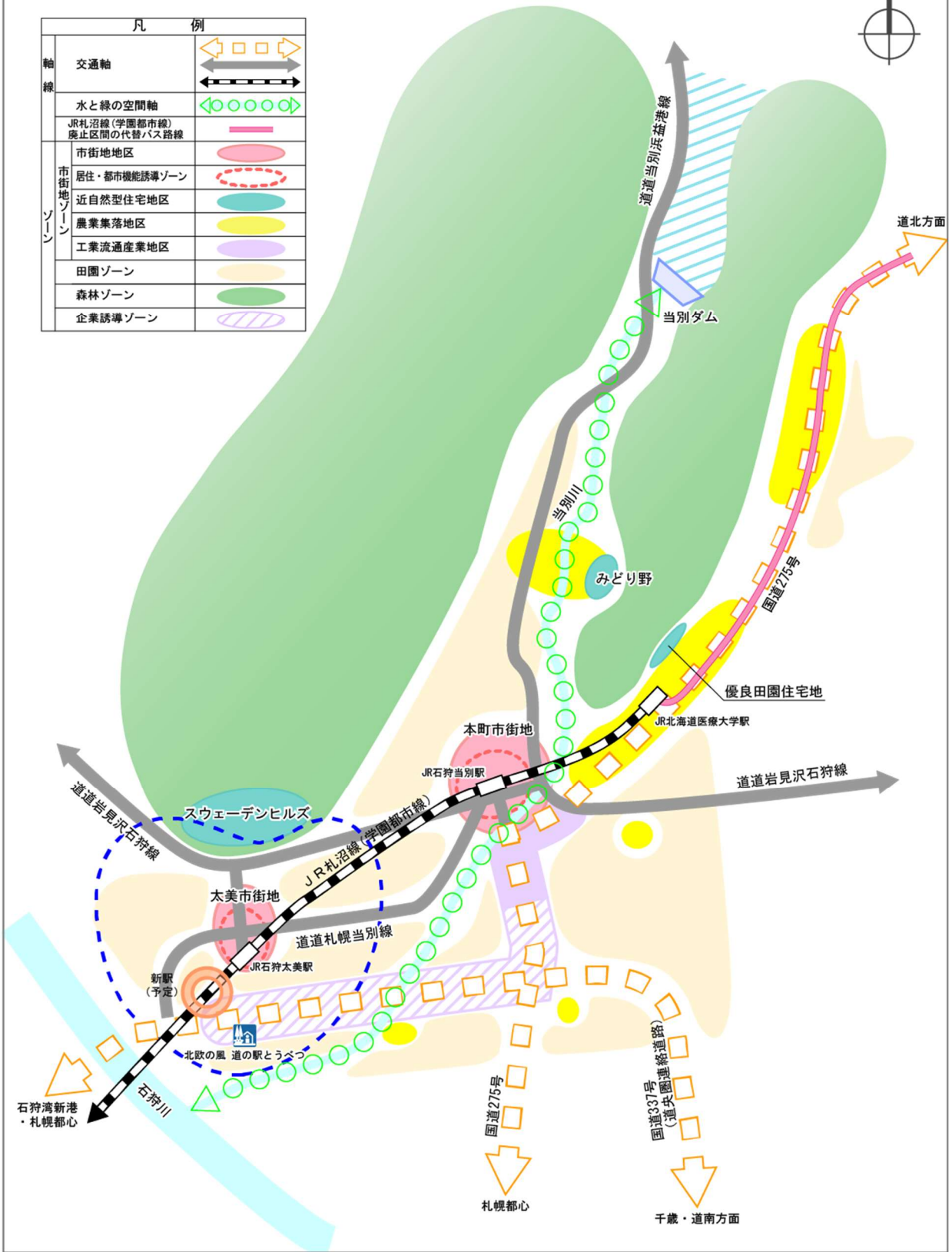
『当別町都市計画マスタープラン』は、都市計画区域全体に関わる基本的な方針を定める「全体構想」と、都市計画区域を3地域に分け、各地域に関わる基本的な方針を定める「地域別構想」を中心として構成されています。



- ※1 地域別ディスカッション（2010年実施 見直し策定時）
- ※2 町民向けアンケート調査（2018年実施 立地適正化計画策定時）
- ※3 グループインタビュー（2019年実施 第6次総合計画策定時）
- ※4 住民ワークショップ（2019年実施 立地適正化計画策定時）

# 将来都市構造図 (案)

凡 例		
軸 線	交通軸	
	水と緑の空間軸	
市 街 地 ゾ ン	JR札幌線(学園都市線) 廃止区間の代替バス路線	
	市街地地区	
	居住・都市機能誘導ゾーン	
	近自然型住宅地区	
	農業集落地区	
	工業流通産業地区	
	田園ゾーン	
	森林ゾーン	
	企業誘導ゾーン	





## 5 主な見直し箇所

分野	内容	見直しの方向性
1. 土地利用の基本方針 (1) コンパクトな市街地の形成 (P25,44,52)	<p>・現在の用途地域を基本とし、低炭素型都市づくりを目指したコンパクトで持続可能な市街地を形成するため、<u>立地適正化計画に基づき、拠点における都市機能の集積と居住の誘導促進などにより、市街地拡大を伴う無秩序な土地利用を抑制します。</u></p> <p>また、JR 石狩当別駅及び JR 石狩太美駅周辺地区については、<u>役場庁舎等の公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、市街地再開発事業や地区計画等を活用し、低未利用地の有効活用及び高度利用を進め生活拠点の形成を図ります。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正 (P5,12,45)</p> <p>・立地適正化計画に基づく修正 (P73)</p> <p>・区域マスに基づく修正 (P3,7)</p> <p>⇒JR 駅周辺に公共施設や商業施設等の都市機能の誘導を推進するため見直し</p>
1. 土地利用の基本方針 (1) コンパクトな市街地の形(P25,44)	<p>・<u>本町市街地の国道 275 号沿道工業、流通業務地周辺は、住居・商業・工業の各機能が混在した土地利用が見られるため、今後の土地利用の動向を見極めながら、必要に応じて特別用途地区や地区計画等を活用して、背後住宅地の住環境に配慮した適切な土地利用を図ります。</u></p>	<p>・区域マスに基づく修正 (P3)</p> <p>⇒土地利用状況を考慮して追加</p>
1. 土地利用の基本方針 (1) コンパクトな市街地の形(P25,52)	<p>・石狩太美駅南側の市街地は、鉄道の電化・高速化に伴う今後の住宅需要の高まりや商業業務系土地利用動向を見据えつつ、<u>低未利用地の活用により、都市機能の誘導を図るなど、利便性の高い土地利用を図ります。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正 (P5,12,45)</p> <p>・立地適正化計画に基づく修正 (P73)</p> <p>⇒石狩太美駅南側の低未利用地解消を図るため見直し</p>
1. 土地利用の基本方針 (2) 住宅系土地利用の推進(P25)	<p>・石狩当別駅周辺は、行政、商業、交通など公共公益サービスの利便性が高い地区として、<u>魅力が感じられるまちなか居住空間を創出するため、商業業務施設と複合した集合住宅や併用住宅などの立地を促進するなど居住の誘導を図ります。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正 (P5,12,45)</p> <p>・立地適正化計画に基づく修正 (P73)</p> <p>⇒都市機能の誘導による利便性の向上を図るため見直し</p>
1. 土地利用の基本方針 (2) 住宅系土地利用の推進(P25,44,52)	<p>・戸建て住宅、共同住宅、学校、商店、事務所などが立地する商業業務地周辺の一般住宅地は、生活利便性の向上を図り、建物の不燃化や未利用地の宅地化など、低中層住宅を中心とした利便性の高い住宅地の形成を推進します。</p> <p>また、<u>多様化する住宅ニーズに対応した住環境を供給するため、既存の町営住宅の整備・改善に努める一方、老朽化した町営住宅については廃止などを含め検討します。</u></p> <p><u>一体型義務教育学校の整備に伴い、新しい町営住宅や子育て世帯向けの町営住宅建設に向けた検討を行うとともに、民間賃貸住宅の供給を促進します。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正 (P5,11)</p> <p>・立地適正化計画に基づく修正 (P88)</p> <p>⇒子育て世帯向けの支援を進め、転出者の抑制と移住による若年層の定住人口の増加を目指すため見直し</p>
1. 土地利用の基本方針 (6) 新駅設置予定地周辺	<p>●<u>新駅の設置に伴う交通結節点機能の整備</u></p> <p>・<u>訪問者や通勤者が利用する、新たな交通結節点機能としての鉄道駅、駅前広場等の整備を推進します。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正 (P16)</p> <p>・区域マスに基づく修正 (P6)</p>


分野	内容	見直しの方向性
(新しいまちの顔づくり) (P27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新駅への交通アクセスの向上による、公共交通の利便性の向上を図ります。</u></li> </ul>	⇒新駅設置に伴い、交流人口や観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備を検討するため追加
1. 土地利用の基本方針 (6) 新駅設置予定地周辺 (新しいまちの顔づくり) (P27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>賑わいを生む拠点として既存市街地との連携の強化</u></li> <li>・ <u>地元企業等が拠点の賑わい創出に資するような、集客施設の設置・運営するための支援の検討を進めます。</u></li> <li>・ <u>既存市街地への都市機能施設の誘導と合わせ、利便性や魅力の向上による人の呼び込みや居住の誘導を図ります。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次総合計画に基づく修正(P44)</li> <li>・ 立地適正化計画に基づく修正(P87)</li> </ul> ⇒公民連携による新駅の検討、既存市街地の活用など、「新しいまちの顔」として人の呼び込みにつなげる取り組みを推進するため追加
1. 土地利用の基本方針 (6) 新駅設置予定地周辺 (新しいまちの顔づくり) (P27)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>新駅周辺の土地利用の基本方針</u></li> <li>・ <u>新駅設置に伴う周辺のポテンシャルの向上により、太美市街地及び道の駅周辺については、企業誘導ゾーンを含め、民間活力を活かした公民連携のよる既存市街地の利便性や賑わいの向上につながるよう段階的な土地利用を図ります。</u></li> <li>・ <u>適切な土地利用を進めるために、必要に応じて特定用途制限地域等を定めるなど、良好な景観や優良農地の保全を図ります。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次総合計画に基づく修正(P44)</li> <li>・ 立地適正化計画に基づく修正(P87)</li> </ul> ⇒公民連携による新駅の検討、既存市街地の活用など、「新しいまちの顔」として人の呼び込みにつなげる取り組みを推進するため追加
2. 交通の基本方針 (1) 自動車系道路の整備 (P29)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>新駅設置予定地におけるアクセス道路の検討及び交通結節点機能の確保を行います。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次総合計画に基づく修正(P16)</li> <li>・ 区域マスに基づく修正(P6)</li> </ul> ⇒新駅設置に伴い、交流人口や観光客の増加に伴う受け入れ態勢の整備を検討するため追加
2. 交通の基本方針 (3) 公共交通の充実 (P29,54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>将来的な人口減少社会を見据えた中、持続可能な公共交通の実現を目指すために、「地域公共交通網形成計画」を策定していることから、本計画と連携して、公共交通の利用促進のために、今後とも沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成を図るとともに、交通結節点の確保・機能強化に努める。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区域マスに基づく修正(P6)</li> </ul> ⇒「地域公共交通網形成計画」に基づき、交通結節点の確保・機能強化を図るため追加
2. 交通の基本方針 (3) 公共交通の充実 (P29,46,54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>当別町と札幌市間の交通利便性を高めるため、JR札幌線（学園都市線）の複線化・快速化による高速化、列車の増便など、機能の強化に向けた取り組みとともに、一部廃線に伴う代替交通の確保を促進します。</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次総合計画に基づく修正(P47)</li> </ul> ⇒電化に伴う更なる利便性向上を促進することに加え一部廃線による代替交通確保のため見直し
3. 公園、河川の基本方針 (1) 公園・緑地の整備 (P32,46,54)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>多様なレクリエーション活動や災害時における避難地及び防災拠点、環境保全、景観形成として機能が発揮され、かつコンパクトなまちづくりによる市街地の進展動向や誘致距離を勘案し、地域のニーズに即した多彩な公園や緑地を適正に配置するため、都市公園の再編・集約化による維持管理の効率化や跡地の有効活用を含めて、市街地における都市公園の適正な配置と維持保全を推進</u></li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第6次総合計画に基づく修正(P13)</li> <li>・ 区域マスに基づく修正(P8)</li> </ul> ⇒都市公園の再編・集約化による維持管理の効率化や跡地の有効活用を推進するため見直し

分野	内容	見直しの方向性
	<p><u>します。</u></p> <p><u>また、都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める。</u></p>	
4. 環境保全の基本方針 (2) 下水道の整備、上水の確保 (P35,47,55,62)	<p><u>・良好な生活環境の確保および公共用水域の水質保全のため、下水道未整備区域における浄化槽の効率的な整備を図るとともに、下水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を図ります。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正(P12) ⇒良好な生活環境の確保および公共用水域の水質保全のため見直し</p>
4. 環境保全の基本方針 (2) 下水道の整備、上水の確保 (P35,55,62)	<p><u>・下水道処理施設の一元化による効率的な運営、維持管理を推進します。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正(P12) ⇒効率的な運営、維持管理を推進するため見直し</p>
4. 環境保全の基本方針 (2) 下水道の整備、上水の確保(P35)	<p><u>・豊富で安定した水源を維持するとともに、きれいでおいしい安全な水の供給のため、水道施設の適切な維持管理と計画的な更新を図ります。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正(P12) ⇒当別ダム完成に伴う更新を図るため見直し</p>
4. 環境保全の基本方針 (4) 低炭素都市づくりに向けたまちづくりの推進 (P35,47,55,62)	<p>・地球温暖化防止や二酸化炭素排出抑制を目標とした低炭素都市づくりに向け、コミュニティバスの燃料としての廃植物性食用油を再利用したバイオディーゼル燃料の活用を推進します。</p> <p><u>また、持続可能なまちづくりを進めるため、低炭素・脱炭素の取り組みとして、省エネルギーと再生可能エネルギーの活用により効率的なエネルギー利用を推進するとともに、環境負荷のより少ない資源循環型の社会を実現するために、住民・事業者・行政が一体となったごみの減量化やリサイクルの推進に努めます。</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正(P18.32) ・立地適正化計画に基づく修正(P73) ⇒省エネルギーと木質バイオマスなど、本町の地域特性を活かした再生可能エネルギーの活用推進を図るため見直し</p>
4. 環境保全の基本方針 (4) 低炭素都市づくりに向けたまちづくりの推進 (P35,47,55)	<p>・都市における二酸化炭素の排出を抑制するため、<u>都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、コンパクトな市街地形成を推進するとともに、森林や緑地などの樹木の保全と合わせ、市街地内の公園や河川空間、道路空間における緑の充実を図ります。</u></p>	<p>・立地適正化計画に基づく修正(P73) ⇒都市機能の集約化と公共交通機関の利用促進等により、コンパクトな市街地形成を推進し中心市街地の活性化を図るため見直し</p>
5. 景観の基本方針 (1) 駅前・商業地景観の形成 (P38,48)	<p><u>・石狩当別駅周辺は、公共施設や医療・福祉・子育て支援・商業施設等の都市機能を誘導する区域として、ふれあい倉庫をはじめとした、にぎやかな街並みを創造し、当別町の顔となる駅前空間の創出を図ります。</u></p>	<p>・立地適正化計画に基づく修正(P73) ⇒JR駅周辺に公共施設や商業施設等の都市機能を誘導するため見直し</p>
6. 防災・防犯の基本方針 (2) 防災対	<p><u>・自主防災組織(町内会)などの地域ネットワークを活かした、防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化、大規模災害時に対応できる消防団組織の整備など、地域</u></p>	<p>・第6次総合計画に基づく修正(P14) ・立地適正化計画に基づく修正</p>



分野	内容	見直しの方向性
策の推進 (P41,57,64)	<u>で主体的に機能する防災体制の構築を図ります。</u>	(P79) ⇒防災・危機管理体制の整備や地域防災力の強化等、防災体制の強化を図るため追加
6. 防災・防犯の基本方針 (2) 防災対策の推進 (P41,49)	<u>・ J R石狩当別駅周辺において、都市機能施設との複合化や新たな防災拠点としての配置を検討します。</u>	・ 第6次総合計画に基づく修正 (P14.52) ・ 立地適正化計画に基づく修正 (P84) ・ 区域マスに基づく修正 (P3,7) ⇒防災拠点としての機能を有する役場庁舎の建て替えについて検討するため追加

## 6 都市計画マスタープランの策定スケジュール

	検討過程	都市計画審議会
令和2年7月	 原案作成・道との協議	令和2年第2回都市計画審議会 ・ 諮問
8月		
9月		
10月		
11月		令和2年第3回都市計画審議会（予定） ・ 原案審議
12月		
令和3年1月	計画書とりまとめ	令和3年第1回都市計画審議会（予定） ・ 原案審議
2月	パブリックコメント	
3月	策定	答申（予定）